

大阪府診療所等物価高騰対策一時支援金支給要綱

(趣旨)

第一条 物価の高騰の影響を受けている大阪府内の診療所等を支援することを目的に、予算の定めるところにより、診療所等を開設している者（以下「開設者」という。）に対し診療所等物価高騰対策一時支援金（以下「一時支援金」という。）を支給するものとし、その支給については、大阪府診療所等物価高騰対策一時支援金支給規則（令和8年大阪府規則第77号。以下「規則」という。）及び令和8年2月26日医政発0226第11号、医薬発0226第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省医薬局長連名通知「令和8年度（令和7年度からの繰越分）医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について」の別紙「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(一時支援金の額)

第二条 規則第三条に規定する病床及び保険薬局の数の算定方法は、別表に規定する。

(一時支援金の支給の申請)

第三条 規則第四条の規定による申請は、別表に規定する申請書及び関係書類を知事の定める日までに提出することにより行わなければならない。

(支給の決定の通知)

第四条 規則第六条による通知は、開設者への一時支援金の支払いをもって通知とみなす。

(書類等の検査)

第五条 知事は、一時支援金の支給に関し、必要な調査を行うことができる。

2 一時支援金の支給を受けようとする又は支給を受けた開設者は前項の調査に協力しなければならない。

(その他)

第六条 この要綱に定めるもののほか、一時支援金の支給に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附則

この要綱は、令和8年6月4日から施行する。

別表

<p>一時 支援 金の 算定 方法</p>	<p>1 病床及び保険薬局の数の算定方法は、以下のとおりとする。</p> <p>ア 病床数 : 医療法第 27 条の使用許可を受けた病床数であって令和 7 年 8 月 1 日時点の病床数とする。ただし、令和 6 年度補正予算事業「病床数適正化支援事業」(令和 7 年度に繰り越して実施)により同年 8 月 2 日以降に削減した病床数を除くこと。</p> <p>イ 保険薬局: 所属する同一グループ内の保険薬局の数とし、厚生(支)局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書(別紙様式 3)または特掲診療科の施設基準等に係る届出書」に記載している令和 7 年 4 月 30 日時点の数とする。</p>
<p>支給 の 申請</p>	<p>1 支給の申請をしようとするときは、以下の書類を提出するものとする。</p> <p>一 大阪府診療所等物価高騰対策一時支援金支給申請書(様式第 1 号)</p> <p>二 要件確認申立書(様式第 2 号)</p> <p>三 誓約書(様式第 3 号)</p> <p>四 その他知事が必要と認める書類</p>